

<お知らせ>

平成 29 年 6 月 8 日
福井県農業信用基金協会

農業資金における無担保無保証人の限度額について

この度当協会は、農業の規模拡大に伴い農業者等が必要とする資金の円滑化を図るため、農業資金における無担保無保証人の限度額を引き上げることといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 内容

融資機関が「担保及び保証人のいずれも徴求しないもの」として融資する下記（１）に掲げる各資金において、下記（２）に定める額の２倍を限度として保証することができる。

（１） 対象資金

- ① 農業近代化資金
- ② 農業改良資金
- ③ 日本政策金融公庫資金
- ④ 農業経営改善促進資金
- ⑤ 農業経営負担軽減支援資金
- ⑥ 畜産経営特別支援資金
- ⑦ 上記以外の農業者等の農業経営改善に必要な設備資金
または運転資金

（２） 無担保無保証人保証限度額

- ① 認定農業者

個人	通算保証残高	1,800万円
法人（任意団体を含む。）	通算保証残高	3,600万円
- ② 認定新規農業者
（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書きの場合にあっては1億円）

	通算保証残高	3,700万円
--	--------	---------
- ③ 上記以外の者

個人	通算保証残高	1,500万円
法人（任意団体を含む。）	通算保証残高	3,000万円

2. 実施日

平成 29 年 7 月 3 日（月）

以上

<本件に関するお問い合わせ先> 担当部署 業務部業務課 TEL:0776-27-8297
--